

記入例

固定資産現所有者申告書

記入した日

令和〇年〇月〇日

(宛先) 飯塚市長

固定資産課税台帳に登録されている下記の所有者が死亡したため、地方税法第384条の3の規定により、「現に所有するもの」として、飯塚市条例第74条の3に基づき、下記のとおり申告します。

(被相続人) 課税台帳上の所有者	(フリガナ)氏名	イツカ タロウ 飯塚 太郎	死亡年月日	令和〇年〇月〇日
	死亡時住所	飯塚市新立岩5-5	通知書番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (納税通知書記載の11桁の数字)
現所有者代表者 (申告者)	(フリガナ)氏名	イツカ ハナコ 飯塚 花子	被相続人との続柄	妻
	個人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	電話番号	090-xxxx-xxxx
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 〇年 〇月 〇日	住所	〒820-8501 飯塚市新立岩5-5
登記の予定	<input type="checkbox"/> 登記完了済 <input checked="" type="checkbox"/> 登記予定(3ヶ月以内・6ヶ月以内) <input type="checkbox"/> 登記予定(年内) <input type="checkbox"/> 未定(6ヶ月以降)			
添付書類	下記の書類がある場合は、写しを添付してください。(原本は提出不要です) <input type="checkbox"/> 遺言書 <input checked="" type="checkbox"/> 遺産分割協議書 <input checked="" type="checkbox"/> 相続放棄申述受理通知書			

※以下の欄には、現所有者代表者以外の相続人の方をご記入ください。

※代表者以外の現所有者が遠方に在住等の理由で記名が困難であり、現所有者本人が了承のうえで現所有者代表者が代理で記入する場合は、承諾済のチェックをしてください。

代表者以外の現所有者	(フリガナ)氏名	イツカ イチロウ 飯塚 一郎	<input type="checkbox"/> 現所有者承諾済 (代理で記入の場合のみ)	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 ▲年 ▲月 ▲日	電話番号	080-△△△△-△△△△
	住所	〒820-8501 飯塚市新立岩5-5	被相続人との続柄	長男
	(フリガナ)氏名	ホナミ モモコ 穂波 桃子	<input checked="" type="checkbox"/> 現所有者承諾済 (代理で記入の場合のみ)	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 ◆年 ◆月 ◆日	電話番号	080-◇◇◇◇-◇◇◇◇
	住所	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	被相続人との続柄	長女 (相続放棄済)
(フリガナ)氏名	イツカ ジロウ 飯塚 二郎	<input type="checkbox"/> 現所有者承諾済 (代理で記入の場合のみ)		
生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 □年 □月 □日	電話番号		
住所	〒820-8605 飯塚市忠隈523	被相続人との続柄	二男 (故人)	

※記入欄が不足する場合は裏面の用紙を使用してください。▶

(提出先・お問い合わせ先)

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所行政経営部
税務課固定資産税係 電話:0948-22-5500(内線:1052~1056)

《記入上の注意点》

- ・地方税法343条第2項の規定により、土地や家屋の登記(課税台帳)上の所有者が亡くなった場合は、現所有者(相続人等)が所有者となります。相続登記が完了するまでの間は、現所有者全員が納税義務を負うこととなりますので、本申告書は必ず相続人全員を記入してください。
- ・所有者が亡くなってから3か月以内に提出してください。(提出期限が過ぎている場合でも、なるべく早く提出していただきますようお願いいたします。)

所有者(被相続人)の氏名、住所、死亡年月日、通知書番号を記入してください。飯塚市内に住民票・本籍がない場合は、戸籍抄本など死亡年月日がわかる資料をお持ちください。

相続人代表者の氏名、続柄、個人番号(マイナンバー)、生年月日、住所、電話番号(日中つながりやすければ、携帯電話でも構いません。)を記入してください。相続人代表者は翌年度から納税通知書を現所有者の代表として受け取る方となりますので、現所有者代表を決定するにあたっては、必ず相続人全員で協議のうえ決定してください。

相続登記の完了、及び登記の予定をお知らせください。賦課期日(1月1日)までに相続登記が完了した場合は、新所有者が納税義務者となります。

該当する書類がある場合は、該当するものに✓を記入し、写しを添付してください。
 ・亡くなった方の遺言書がある場合は、『遺言書』・『遺言書情報証明書』
 ・遺産分割協議書が作成されている場合は、『遺産分割協議書』(印鑑証明書の写しも必要です。)
 ・相続人の中に相続放棄された方がいる場合は、『相続放棄申述受理通知書』

現所有者が遠方等のため記入が難しいなどで現所有者代表者が代理で記載する場合は、必ず本人了承のうえ、承諾済の欄に✓を記載してください。

相続放棄された場合や相続人がすでに亡くなっている場合は、現所有者には含まれませんが、相続人調査が必要となりますので、続柄の下に「相続放棄済」「故人」などその旨を記載し、記入欄の最後にご記入ください。
 なお、故人の場合は承諾済みの記載は不要です。また、この故人に代襲者(子)がいる場合は、代襲者が相続人となりますので現所有者として別途記載が必要です。

「現所有者申告書」の提出について

所有者が亡くなられた場合

土地や家屋の登記(課税台帳)上の所有者が亡くなられた場合、固定資産税は地方税法第343条第2項に規定する「現所有者(亡くなられた方の相続人等)」が所有者となります。相続登記が完了するまでの間は、現所有者が納税義務を負うことになります。

現所有者申告者(相続人等)に関する申告について

地方税法第384条の3および市税条例第74条の3の規定により、「現所有者申告書」の提出が義務化となりました。

亡くなられた翌年以降の固定資産税の納税通知書などの受領や納付などを行う相続人代表者を申告していただく必要があるため、忘れずにご提出ください。

申告書を受領後、相続人調査を行います。申告書に記入がない方でも、調査により相続権が確認できた場合は、現所有者として通知書を送付します。

《申請に必要なもの》

◎固定資産現所有者申告書

(代表者及び相続人全員の住所・生年月日・連絡先などの記載が必要です)

◎代表者のマイナンバー確認書類

(マイナンバーカード、通知カード、住民票等)

◎代表者の本人確認書類

(マイナンバーカード、免許証、健康保険証等)

◎下記の相続関係がわかる書類がある場合は、その写しをお持ちください。

- ・被相続人が市内に住居がない場合は戸籍抄本など死亡日がわかる書類(相続人がわかる戸籍を取得している場合は合わせてお持ちください。)
- ・遺言書(自筆遺言書の場合は家庭裁判所で検証済みのもの、遺言書情報証明書)
- ・遺産分割協議書(印鑑証明書を含む)
- ・相続放棄申述受理通知書(家庭裁判所で手続き済みの場合)

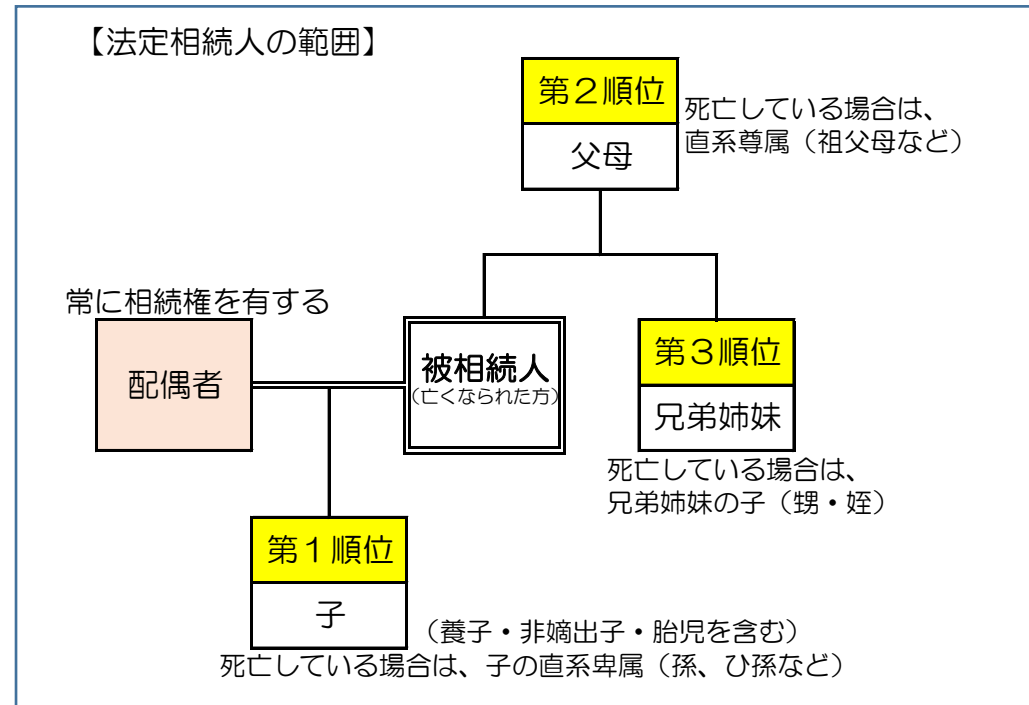
※ 現所有者申告書により固定資産税の納税義務者を変更しても、登記名義人は変更されませんので、法務局にて相続登記の手続きが必要です。賦課期日(1月1日)までに相続登記が完了した場合には、現所有者申告書の提出の有無にかかわらず、新所有者が納税義務者となります。

※ 未登記家屋がある場合は、その家屋についての表示登記を行われるか、「未登記家屋所有者変更申請書」の提出が必要です。

※ 郵送による提出も可能です。

法定相続人について

- ※ 配偶者は常に相続権を有し、父母と兄弟姉妹は前の順位の相続人がいない場合にのみ、相続人となります。
- ※ 相続放棄した人は初めから相続人ではなかったものとされます。
- ※ なお、内縁関係の人は相続人には含まれません。



《法定相続人以外で遺言により財産を受け取る方(受遺者)が現所有者となる場合》

◎必ず遺言書の写しを添付してください。

※自筆遺言書の場合は、法務局で保管していたものを除き検認証明書が必要です。

《相続放棄をしている場合》

◎裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写し、又は「相続放棄申述受理証明書」の写しを必ず添付してください。

(提出先・お問い合わせ先)

〒820-8501 福岡県飯塚市新立岩5番5号 飯塚市役所行政経営部
税務課固定資産税係 電話:0948-22-5500(内線:1052~1056)